

「議案第19号 三重県災害ボランティア支援及び
特定非営利活動促進基金条例案」に対する附帯決議案

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出します。

平成24年3月15日

予算決算常任委員

津村 衛

津田 健児

予算決算常任委員長 岩田 隆 嘉 様

「議案第19号 三重県災害ボランティア支援及び
特定非営利活動促進基金条例案」に対する附帯決議案

- 1 当面、基金の設置の目的を達成するために必要な経費については、災害ボランティア活動の支援を目的とするものに限定すること。
- 2 この条例の施行後、災害ボランティア活動の状況等、様々な状況を勘案し、県民や県内企業等からより多くの寄附を募ることが可能となるよう、条例の規定等について検討を加え、適宜必要な見直しを講ずること。

以上決議する。

平成24年3月 日

予算決算常任委員会